

## 大統領不信任投票の行方(ベネズエラ)(エッセイ)

著者	坂口 安紀
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	21
号	1
ページ	57-60
発行年	2004-05-20
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00006114">http://hdl.handle.net/2344/00006114</a>

ベネズエラ

## 大統領不信任投票の行方

坂口安紀

ベネズエラの政治危機がますます先鋭化している。2002年4月の政変(チャベス大統領が反チャベス派によって政権を追われたものの2日後に復権)、同年12月から翌2003年2月初めまでのゼネスト、そしてその後もチャベス大統領の去就をめぐり、大統領派、反大統領派の間の対立は続いている。

4月の政変失敗の教訓から、反対派は憲法にのっとった形の政権交代でないと政権の正統性を確保できないことを痛感しており、過去1年憲法が定める不信任投票の実施による政権交代をめざしてきた。2003年11月28日から12月1日にかけて、選挙管理委員会の監督のもとチャベス大統領の不信任投票を求める署名集めが行なわれ、300万人を大きく超える数の署名が集まった。その後選挙管理委員会が署名の確認作業を行ない、不信任投票実施の是非を発表することになっていたが、その作業が大きく遅れ、結果は3月2日に発表された。

選挙管理委員会は、集められた署名のうち183万人分は有効、37万人分は無効、87万人分は再確認が必要とし、その時点では不信任投票の実施に関して憲法が定める有効数243万人分（登録有権者数の20%）に達していないと発表した。確認が必要とされた87万人分については、署名は自筆で指紋の捺印もあるものの、氏名など署名以外の部分が同じ筆跡で記入されており第三者がまとめて記入した可能性が高いことがその理由とされている。再確認が必要な分についてはその人の身分証明書番号や名前を発表し、5日の期間内に本人によって署名確認されたもののみを有効票に追加し、最終結果を出すを発表された。

選挙管理委員会からの正式発表は当初2月29日とされていたため、その数日前から反対派が抗議行進を強化していた。また2月27、28日の両日カラカスではG15サミット（途上国の連帯を強化することを目的に作られたグループ）が開催されており、反対派は各国の元首にベネズエラの状況を訴える書状を手渡すべく、会議場めざして抗議行進を行なった。それに対して国防軍

が武力で対応し、2人が死亡、20人以上が負傷する事態となった。これに怒りを爆発させた反チャベス派市民は、選挙管理委員会からの発表が遅れていることにも抗議して全国各地で抗議行動を行ない、それを鎮圧しようとする治安部隊との衝突などで2月の最終週に合計12人が死亡、1700人以上が負傷、400人以上が逮捕されるという惨事となったのである。

その後、選挙管理委員会の決定に対して、最高裁の二つの法廷から、異なる判断が出され、3月末現在事態はまだ混乱している。まず最高裁判所の選挙法廷が、選挙管理委員会が署名のみならず氏名その他の記入も自筆でなければならないという規則を作ったのが、署名が集められた後であることから、その規則の適用は無効であり、よって87万人分の署名は有効であるとの判断を下した。その結果有効署名数は必要数を超えるため、選管に対して不信任投票の実施を命令したのである。しかしその数日後、今度は同じ最高裁内部の憲法法廷が、この選挙法廷の決定を凍結し、判断を憲法法廷に回すよう選挙法廷に命じた。憲法法廷の決定に関しては、出席裁判官の数が法が定める数を満たしていなかったことから、有効ではないことが指摘されており、最高裁の中でも両法廷間の対立がいまだ解決していない。一方選挙管理委員会は、憲法上選挙管理委員会は司法から独立しており、最高裁選挙法廷の命令を受けないと反発している。

いずれも、政治的には中立であるべき司法や選挙管理委員会のメンバーが政治的に強く偏向していること、加えて憲法や法律の定めが曖昧であったり必ずしも厳密に尊重されないという状況が、すべての政治プロセスを混乱させていると言える。

そしてその「混乱を招く」ということ自体が、現在重要な政治戦略となっている。というのも、憲法によれば、大統領任期の初めの4年間に大統領が不信任となれば新大統領選出のための大統領選挙が行なわれるが、残りの2年に不信任となった場合は、副大統領が残りの任期をまっとうすることになっている。すなわちチャベス派としては、国内外からの批判や圧力からどうしても不信任投票が避けられない事態になったとしても、チャベス大統領の就任4年目が終わる今年8月19日以降にそれを遅らせることができれば、チャベスの腹心であるランヘル副大統領がそのまま政権を譲り受けることになり、彼の裏でチャベスが影響力を保持することが可能となる。すなわち、最高裁や選挙管理委員会の間でもめて時間稼ぎをすれば、最悪の事態は避けら

れるのである。このタイムリミットの存在が反チャベス派を焦らせている。一方で反チャベス派内部においても、87万人分の署名の再確認を受け入れるかどうかをめぐる意見が対立している。

今年はさらに統一地方選挙の年でもあり、選挙管理委員会はすでに8月に地方選挙を実施することを発表している。もしチャベス大統領の不信任投票を実施するという結論が出たとしても、地方選挙の準備を進める一方で、選挙管理委員会が不信任投票を遅くとも8月19日までに実施できる可能性は、小さくなってきたといえる。またチャベス打倒を唯一の共通項とする多様な反チャベス勢力も、地方選挙での候補者擁立やキャンペーンで利害が衝突することが多々あることが予想される。そうになると、一方で地方選挙を戦いながら、大統領の不信任投票に関しては団結を維持していくのは容易ではない。また今のところ8月19日以前の不信任投票実施をめざしている反対派にとって、不信任投票の実施がそれ以降になることが決まった時点（すなわち政権交代を伴わない不信任投票になると決まった時点）で、求心力を低下させずにチャベスに対する不信任に向けて運動を盛り上げられるか、またその後どうやって新たな共通目標を設定し、態勢を立て直してゆくのか、という大きな課題も残る。

今後不信任投票をめぐる情勢は日に日に変化してゆくことが予想され、現時点での予測は困難である。しかし不信任投票によるチャベス政権交代の可能性がかなり小さくなったのは確かだろう。 (4月1日記)

(さかぐち・あき／地域研究センター副主任研究員)

〔追記〕 87万人分の署名について5月28～30日に確認作業が行なわれることが決まった。もし十分な数の署名が有効と確認された場合、8月8日に不信任投票が実施される可能性が残った。 (5月6日記)